平成２６年（フ）第１１５号
山梨県韮崎市穂坂町宮久保1216番地　韮崎東ヶ丘病院、住民票上の住所山梨県西八代郡市川三郷町大塚3776番地
債務者　長田　　綾
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
山梨県甲斐市篠原264番地７
債務者　安部　伸江
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
長野県須坂市望岳台15番地９、住民票上の住所東京都世田谷区三宿２丁目27番２号
債務者　渡部　一彦
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
鳥取県鳥取市卯垣156番地　丸大荘24号
債務者　山脇　泰大
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
長野市青木島町青木島乙744番地
債務者　白川　年一
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
岐阜市清706番地　松原ビル303号
債務者　岩村　久子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１５号
新潟市東区幸栄２丁目５番３号、前住所新潟市東区河渡２丁目１番27号
債務者　仲村　次郎
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
三重県津市久居中町65番地　シティハイムハイツ25・203号室
債務者　中西　祐子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６６号
滋賀県近江八幡市西本郷町402番地　204号、前住所滋賀県彦根市肥田町1021番地　405号
債務者　辻井　哲也
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第６９号
滋賀県近江八幡市田中江町614番地１　Ｃ―206号、前住所滋賀県野洲市栄31番５号
債務者　川野　敬広
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３１３号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番18―503号、従前の住所神戸市垂水区舞子坂３丁目27番60―109号
債務者　旭　　孝平
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９９号
神戸市垂水区名谷町3423番地　神陽マンション105号
債務者　安田　年廣
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１９号
兵庫県宝塚市高司２丁目５番10号　サンハイツ高司２番館201
債務者　宮崎　則子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
愛媛県今治市別宮町６丁目１番10号、前住所愛媛県今治市国分２丁目５番26号
債務者　野口　耕治
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１１５号
福井県鯖江市横江町１丁目７番３号　ヴィラ・アンソレイユ．Ｂ―103
債務者　山端　志保（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
福井県吉田郡永平寺町松岡薬師２丁目37　ライムブライトＢ―102、住民票上の住所福井県越前市高森町第４号３番地の５
債務者　塩谷顕太郎
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　福井地方裁判所民事部破産係